

## 運動の進め方

- 1 各実施機関・団体は、組織全体への運動の浸透を図りながら、それぞれの実情に即した運動を進めます。
- 2 県・県警察・県教育委員会は、相互に協力して具体的な計画を立案し、それぞれの運動の周知徹底と重点施策の推進を図ります。
- 3 市町村は、各警察署、各市町村教育委員会と協力しながら、主体的に各季の運動の重点について、地域の実情に即した具体的な計画を立て、その効果的な推進に努めます。

## 推進する運動

### 1 各季の交通安全県民運動

各季の交通安全運動は、下記のとおり実施します。

なお、具体的な運動の方針は、全国交通安全運動の方針、県内の交通事故情勢等を踏まえて決定します。

各実施機関・団体は、各運動の実施要綱に基づいて、効果的な運動を展開します。

春の全国交通安全運動	4月6日(金)～4月15日(日)(10日間) (県内一斉大監視 4月9日(月)午前7時から9時の間)
夏の交通安全県民運動	7月11日(水)～7月20日(金)(10日間) (県内一斉大監視 7月13日(金)午前7時から9時の間)
秋の全国交通安全運動	9月21日(金)～9月30日(日)(10日間) (県内一斉大監視 9月25日(火)午後4時から6時の間)
年末の交通安全県民運動	12月1日(土)～12月10日(月)(10日間) (県内一斉大監視 12月4日(火)午後4時から6時の間)

※県内一斉大監視は、県内全域において、同じ時間帯に街頭啓発活動を行うものです。

## 計画及び結果報告書

- (1) 実施機関・団体、市町村は、以下のとおり報告してください。

提出文書	期限	備考
実施計画書 <様式1>	運動開始の3週間前	
実施報告書 <様式2>	運動終了後1週間以内	
交通安全教育の実施状況 <様式3>	運動終了後1週間以内	春・秋に市町村のみ
交通指導員等の活動状況 <様式4>	運動終了後1週間以内	春・秋に市町村のみ
効果評価の実施結果 <様式5>	運動終了後1週間以内	春・秋に市町村のみ
「交通事故死ゼロを目指す日」の予定 <様式6>	運動開始の3週間前	春・秋に市町村のみ
「交通事故死ゼロを目指す日」の結果 <様式7>	運動終了後1週間以内	春・秋に市町村のみ

- (2) 報告先 愛知県交通安全推進協議会事務局  
県民生活部地域安全課 交通安全グループ  
〒460-8501 (所在地記載不要) FAX 052-954-6910  
E-mail chiikianzen@pref.aichi.lg.jp

## 2 交通事故死ゼロの日

### 趣 旨

「交通事故死ゼロの日」は、交通事故による死者が生じないよう社会全体で特に努める日として設けられたもので、この日は、交通死亡事故の防止を図るため、県民総ぐるみで交通安全県民運動を展開するものです。(条例第11条)

### 実施日

毎月 10日、20日、30日

### 実施の内容

#### (1) 街頭活動の強化

- 歩行者・自転車利用者の保護誘導や自転車利用者に対する安全な乗り方の指導を行う。
- 通学(園)路、生活道路、交差点等の事故多発場所の安全点検活動を行う。
- 踏切道の点検活動を行う。
- 違法駐車、道路不法占有物件等の排除活動を行う。

#### (2) 交通安全教育の推進

- 高齢者、自転車利用者の交通安全教室を開催する。
- 交通安全講話、講演会等を開催する。

#### (3) 広報活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ等による広報を行う。
- 広報車による巡回広報を行う。
- サイン板、横断幕、懸垂幕、ポスター、ちらし等による広報を行う。

## 3 高齢者を交通事故から守る日・週間

### 趣 旨

「高齢者を交通事故から守る日・週間」は、交通事故死者数の半数以上を占める高齢者の事故を防止するため、高齢者とその周囲の者の交通安全意識を高めるとともに、運転者の高齢者に対する思いやり意識の浸透を図るための啓発活動を集中的に実施するものです。

### 実施日

毎月30日(2月は末日)

高齢者交通安全週間(9月14日(金)～9月20日(木))

### 実施の内容

<P.11 世代別等交通安全行動指針【高齢者】参照>

#### (1) 街頭活動の強化

- 街頭におけるキャンペーン等での啓発活動や地域を巡回し、高齢者に危険箇所の周知を図る「高齢者ヒヤリハット地図」の作成等を行う。

#### (2) 交通安全教育の推進

- 高齢者の交通安全教室や家庭訪問による個別指導を通じて、反射材用品の普及等を図る。
- 交通安全講話、講演会等を開催する。
- 歩行環境シミュレータを活用した道路の安全な横断方法や自転車シミュレータを活用した自転車の安全な利用方法についての体験学習を行う。

#### (3) 広報活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ等による広報を行う。

## 4 自転車・二輪車の安全利用

### 趣 旨

「自転車・二輪車安全利用の日・月間及びバイクの日」は、自転車・二輪車の交通事故の特徴や事故防止の方策を県民に訴えるものです。

### 実施日

自転車・二輪車安全利用の日	毎月10日
自転車・二輪車安全利用月間	5月
バイクの日	8月19日（日）

### 実施の内容

<P.12 世代別等交通安全行動指針【自転車利用者】参照>

#### (1) 街頭活動の強化

- 自転車・二輪車の安全な乗り方の指導を行う。
- 事故多発場所の安全点検活動を行う。

#### (2) 交通安全教育・啓発事業の推進

- 参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。
- 点検整備の促進を図る。
- 「自転車安全利用五則」を基本として、安全運転意識の向上を図る。
  - ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - ② 車道は左側を通行
  - ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - ④ 安全ルールを守る

○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ○夜間はライトを点灯 ○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

- ⑤ 子供はヘルメットを着用

#### (3) 広報活動の強化

- 広報紙、機関紙、新聞、ラジオ、テレビ等による広報を行う。
- 街頭キャンペーン、巡回広報を行う。



## 5 交通安全スリーS運動

交通安全スリーS運動  
のシンボルマーク

### 趣 旨

本県の交通死亡事故は、約5割が交差点で起きており、その主な原因は、一時不停止や信号無視、歩行者妨害によるものです。また、自動車乗用中に亡くなった方の多くがシートベルト非着用であるほか、飲酒運転や速度の出し過ぎによる事故が後を絶たない現状にあります。

「交通安全スリーS運動」は、交通事故を防止するための基本的な運転行動を表した「ストップ(Stop)」「スロー(Slow)」「スマート(Smart)」のキーワードの3つの頭文字を取り、ドライバー等に安全な行動の定着化を図ることを目的として実施するものです。

#### (1) Stop (ストップ)

- 赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- 横断歩道や交差点では歩行者優先
- 飲酒運転の根絶

#### (2) Slow (スロー)

- 子供や高齢者を見かけたらスローな運転
- 見通しが悪い交差点では徐行

#### (3) Smart (スマート)

- 全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中にはスマートフォン等は絶対使用しないスマートな運転
- シートベルトの全席着用の徹底

### 実施の内容

#### (1) 街頭活動の強化

- 地域を挙げた街頭啓発活動を積極的に実施する。
- 地域住民に交通安全情報を積極的に提供する。

#### (2) 交通安全教育の推進

- 交通事故の発生状況に応じた交通安全教室を積極的に開催する。
- 交通安全講話、講演会等を開催する。

#### (3) 広報活動の強化

- 新聞、広報紙、機関紙、テレビ、ラジオ等による広報を行う。
- 広報車による巡回広報を行う。
- サイン板、横断幕、懸垂幕、ポスター、ちらし等による広報を行う。

## 6 ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）

### 趣 旨

薄暗くなる夕暮れ時は、視認性が低下し、人や車の動きが見えにくくなる上、下校、退勤等により人や車の交通量が増える時間帯と重なることから、交通事故が多発する傾向にあります。

「ライト・オン運動」は、運転者の視認性の向上を図り、歩行者・自転車利用者や対向車に自車の存在をいち早く知らせるために、早めにライトを点灯することを推進するものです。

また、歩行者・自転車利用者には反射材用品の普及促進を図ります。

### 実施の内容

#### (1) 街頭活動の強化

- 歩行者・自転車利用者の注意喚起と運転者等に対する指導を行う。
- サイン板やのぼり旗を利用した啓発活動を行う。

#### (2) 交通安全教育の推進

- 夕暮れ時の事故の実態を取り入れた交通安全教育を実施する。
- 交通安全講話、講演会等を開催する。

#### (3) 広報活動の強化

- 新聞、機関紙等による広報を行う。
- 広報車による巡回広報を行う。
- 立看板、横断幕、懸垂幕、ポスター、ちらし等による広報を行う。

#### (4) 点灯時刻の目安（日没時刻の概ね1時間前） ※雨天・曇天の視界不良時は昼間でも点灯

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:00	18:00	17:30	17:00	16:30	16:00	16:00

#### (5) その他

#### 「県内一斉ライト・オン関所」 9月28日（金）

- 参加者 市区町村職員、警察署員、交通安全推進団体職員等
- 時間 午後5時から30分間
- 実施内容
  - ◆サイン板やのぼり旗を利用した啓発活動を行う。
  - ◆参加者は反射材を着用し、反射材の効果を訴える。
  - ◆早めのライト点灯を呼び掛け、前照灯点灯率実態調査を行う。



ライト・オン運動のシンボルマーク

### 結果報告書

提出文書	期限
前照灯点灯率調査結果 〈様式8〉	実施後1週間以内

## 7 ハンド・アップ運動

### 趣 旨

本県の交通事故死者数のうち、歩行者の道路の横断中の死亡事故が非常に多くなっています。

そこで、道路を横断する時、歩行者はドライバーに横断する意思を明確に示すために手を挙げ、ドライバーは歩行者に思いやりの気持ちをもって停車します。歩行者はドライバーに対し、感謝の気持ちを言葉や動作で表して横断します。こうした歩行者とドライバーが横断時に意思疎通を図る横断方法を「ハンド・アップ運動」として、提唱するものです。



ハンド・アップ運動のシンボルマーク

### 実施の内容

- 歩行者は、道路を横断するときには手を挙げ、ドライバーに横断することをアピールする。
- ドライバーは、手を挙げている歩行者を見かけたら、思いやりの気持ちをもって、横断者の手前で止まる。
- 歩行者は、ドライバーには、目と目を合わせ、感謝の気持ちを伝える。

## 8 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底年間運動 ～「カチッと100!」を合言葉に、着用率100%をめざして～

### 趣 旨

シートベルト・チャイルドシートの交通安全上の有効性については実証されています。「全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底年間運動」はシートベルト・チャイルドシートの着用率100%を目指すとともに、正しい着用を徹底するため、次の運動を展開するものです。

### 実施の内容

#### (1) 「シートベルト・チャイルドシートの日」

● **実施日** 毎月 20日

● **実施内容**

- ◆ 交差点等で、サイン板等により、走行車両に対し着用を呼び掛ける。
- ◆ 各事業所では、マイカー通勤者の着用指導を行う。
- ◆ 各警察署では取締りを行う。

#### (2) 「シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間」

年間運動の一層の盛り上げを図るため、年3回「シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間」を設け、集中的に啓発活動を実施する。期間中、「県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所」を実施する。

● **実施期間**

- ・平成30年 2月11日(日)～2月20日(火)
- ・平成30年 6月11日(月)～6月20日(水)
- ・平成30年11月11日(日)～11月20日(火)

● **実施内容**

- ◆ **県**
  - ・ 広報媒体を活用して県民への啓発活動を推進する。
  - ・ ちらし、パンフレット等を作成し、広報する。
- ◆ **警 察**
  - ・ 非着用者に対する取締りを実施する。
  - ・ 市区町村、団体等が実施する交通安全啓発イベント等へ協力する。
- ◆ **市区町村**
  - ・ 広報紙、広報車、広報板等を活用して啓発活動を実施する。
  - ・ 交通安全啓発イベント等を開催する。
- ◆ **各種団体**
  - ・ 着用率実態調査を実施する。
  - ・ 構成団体への周知徹底を行う。
  - ・ 機関紙を活用した啓発を行う。
  - ・ 車利用の従業員等への着用指導を徹底する。
  - ・ 研修会等を開催する。
  - ・ タクシー・バスなど営業用自動車は、乗客へのシートベルト着用を徹底する。



チャイルドシート着用  
推進シンボルマーク  
「カチャピョン」

#### (3) 「県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所」

● **実施日**

- ・平成30年 2月20日(火)
- ・平成30年 6月20日(水)
- ・平成30年11月20日(火)

● **参加者** 市区町村職員、警察署員、交通安全推進団体等

● **時 間** 午前8時から午前10時までのうちの1時間

● **実施内容**

- ◆ 活動内容や参加者等は、各市区町村の実情に応じて効果的に実施する。
- ◆ シートベルト・チャイルドシート着用率実態調査を実施する。
- ◆ 通過自動車の中から無作為に抽出し、運転手、助手席及び後部座席の同乗者のシートベルト・チャイルドシートの着用実態を把握する。



愛知県交通安全マスコット  
キャラクター  
シーベルちゃん・まもるくん

### 結果報告書

提出文書	期限
シートベルト・チャイルドシート着用率実態調査(様式9)	実施後1週間以内



## 9 飲酒運転の根絶

### 趣 旨

愛知県内では、依然として飲酒運転に起因する重大な交通事故が後を絶たない実態であることから、条例において、県民等に飲酒運転の根絶のための取組が規定されています(条例第9条)。飲酒運転が引き起こす結果の重大性、悲惨さ等を県民意識に浸透させ、その根絶を図るために年間を通じて各種の取組を実施します。

### 実施の内容

#### (1) 飲酒運転根絶の周知徹底と広報啓発

飲酒運転根絶の周知を図るため各種行事等を活用し、飲酒運転のもたらす危険性や悪質性を訴えるとともに、「飲酒運転四(し)ない運動」

- ・運転するなら酒を飲まない。
- ・酒を飲んだら運転しない。
- ・運転する人に酒をすすめない。
- ・酒を飲んだ人に運転させない。

等を積極的に広報する。

また、飲酒運転根絶に関するイベント等を開催して、飲酒運転根絶の気運を盛り上げる。

- 家庭において飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さについて話し合う。
- 職場内で飲酒運転根絶に関するポスター・標語等を掲示し、飲酒運転根絶の気運を盛り上げる。
- 地域の集会で、飲酒運転根絶のイベント等を開催する。

#### (2) 飲酒運転を根絶する環境の醸成

飲酒を伴う会合等には、車を運転して出席しないように周知を徹底するとともに、酒類販売業者や飲食店等と連携して、ハンドルキーパー運動の推進や運転代行サービス等の利用を勧めるなど、地域ぐるみの運動を推進する。

※ハンドルキーパー運動とは、自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

- 飲酒を伴う宴会等に家族が出席する場合は、車を運転しないよう声を掛け合う。
- 職場では事業主や安全運転管理者等が中心となって、飲酒運転を助長することのない職場環境を作り上げる。
- 酒類販売業者や飲食店等と協力して、車を運転する人には、絶対に酒類を提供しないように徹底を図る。
- 酒類を提供する飲食店では、飲酒運転根絶ポスターを掲示する等の取組を行う。

#### (3) 飲酒運転根絶の日・飲酒運転根絶強調月間

関係機関・団体と連携を強化し、飲酒運転根絶の気運をより一層高めるためのキャンペーン等、広報啓発活動を実施する。

- 飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日
- 飲酒運転根絶強調月間 12月



ハンドルキーパー運動のロゴマーク